

# 交通災害共済事業実施規則

新潟市火災共済生活協同組合

(総則)

第1条 新潟市火災共済生活協同組合は、交通災害共済事業規約（以下「規約」という。）第40条（実施規則）の規定に基づきこの規則を定めます。

(共済金の控除)

第2条 規約第24条（共済金の種類）による共済金は、被共済者の交通に関する法規違反に基因する傷害の場合は20%以内を控除することがあるものとします。

(共済金受取人の裁定)

第3条 規約第25条（死亡共済金）に規定する共済金受取人がいないときは、次条に規定する委員会がこれを裁定します。

(審査委員会)

第4条 規約第36条（異議の申立て及び審査委員会）第4項に規定する審査委員会の組織及び運営については、審査委員会規則に定めます。

(共済契約の更新を不相当と認める場合)

第5条 この組合は、規約第13条（共済契約者の申込み及び共済契約者の告知義務）第8項の規定により、共済契約者及び共済契約関係者並びに規約第6条（共済金受取人の範囲）第2項に規定する相続人が次のいずれかに該当する場合は当該共済契約を更新しません。

- (1) 過去に共済金又は保険金（共済種目又は保険種目を問いません。以下同じ。）を取得する目的で、共済事故又は保険事故を発生させる行為を行ったとき。
- (2) 過去に共済金又は保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき。
- (3) 過去に数度にわたり、共済金又は保険金を取得していたとき。
- (4) 共済契約者又は共済受取人が次のいずれかに該当するとき。
  - ① 暴力団、暴力団員（暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反社会的（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
  - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- (5) その他、この組合が不相当な者であると認めたとき。

(細則)

第6条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、理事会で定めます。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は理事会の議決によります。

(附則)

1 この規則は、平成27年6月26日より実施します。